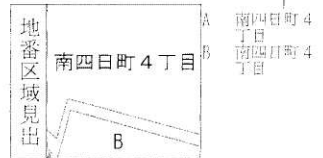
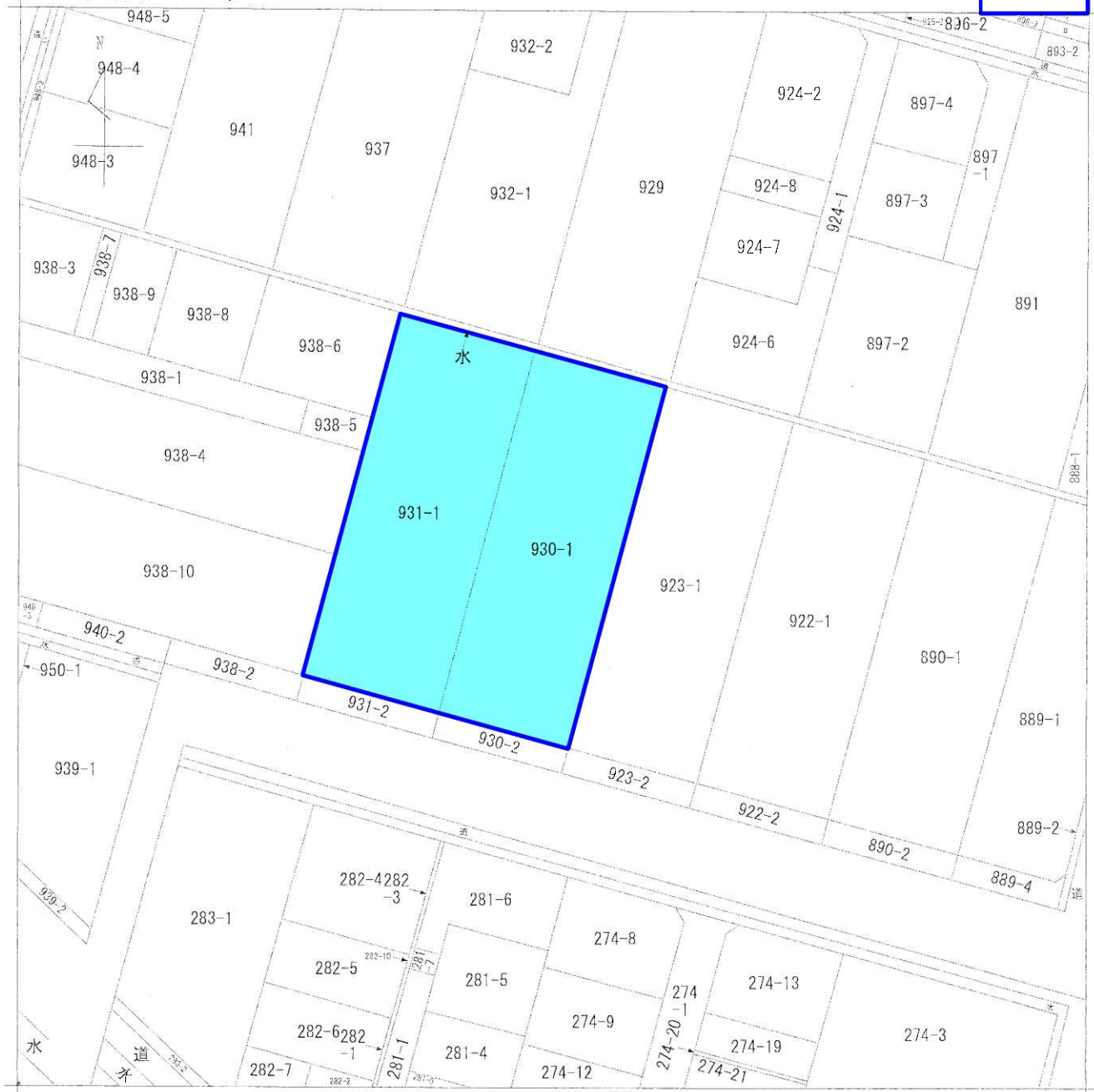


イ 893-1  
 893-3  
 ハ 896-1  
 水



請求部分	所在	三条市南四日町四丁目		地番	930番1	
出縮	力尺	1/600	精度	座標系 番号 は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日	大正10年9月27日		備付年月日 (原図)	補記事項	土地改良所在図	

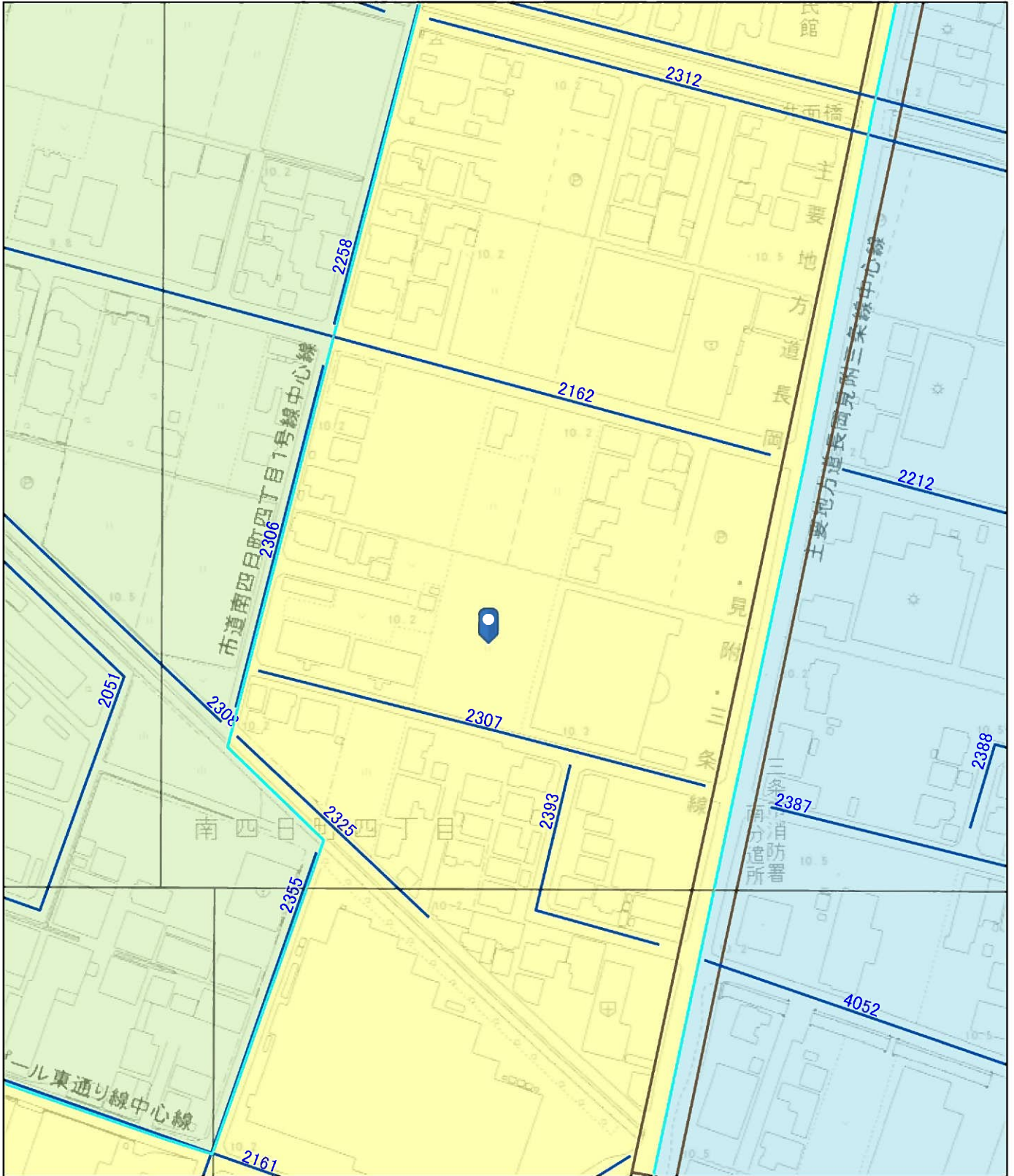
# 分譲計画図 縮尺 1/250

所在：三条市南四日町四丁目

※造成工事前の計画図の為、工事完了後変更します

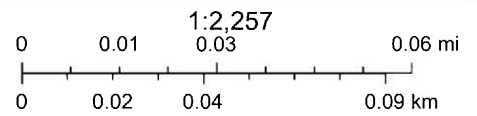


# 都市計画情報公開システム



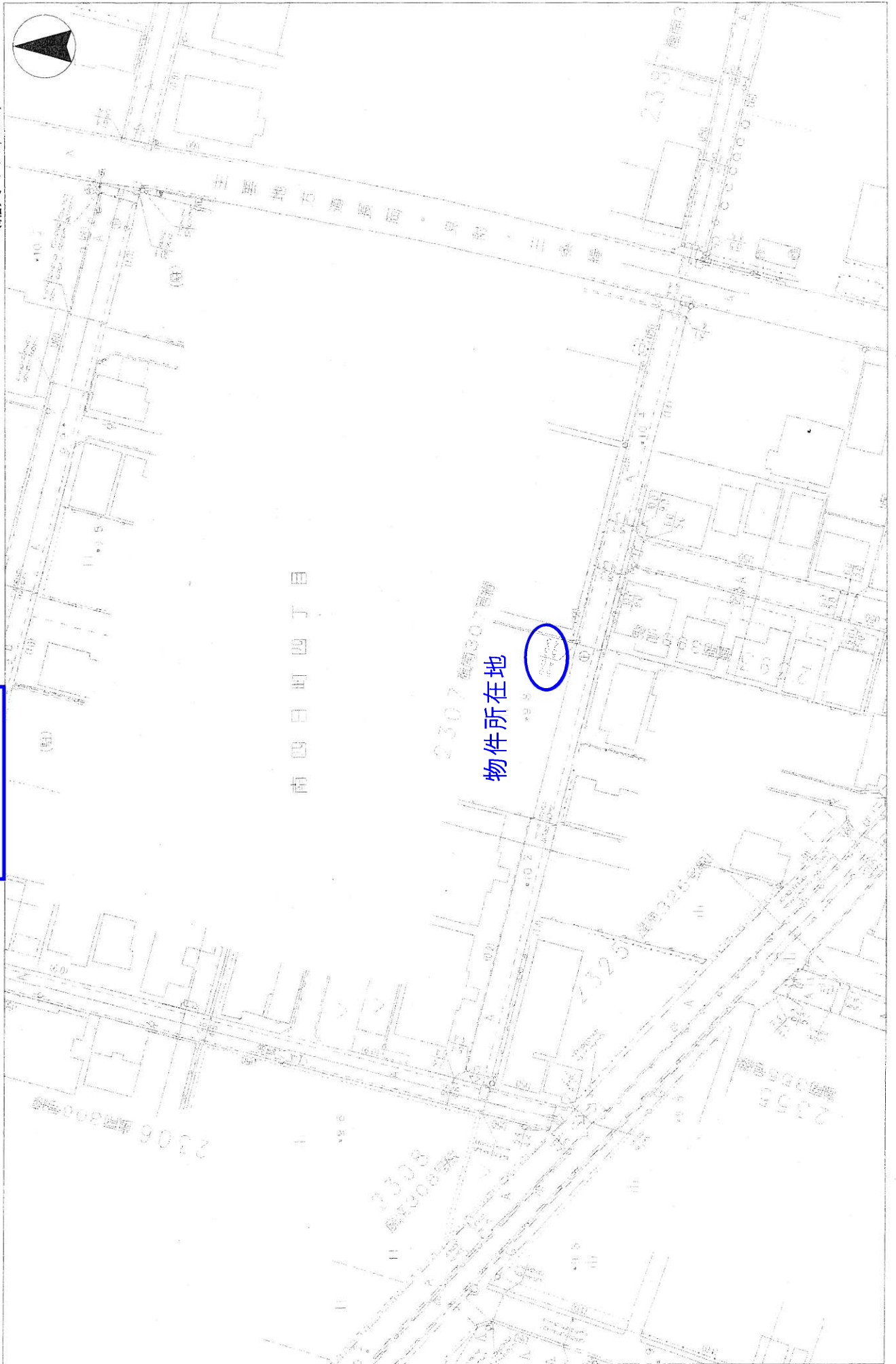
2026/1/24 18:05:50

- |  |                |  |              |
|--|----------------|--|--------------|
|  | 道路台帳平面図図郭 (市道) |  | 都市計画施設       |
|  | 道路網図           |  | 都市計画道路       |
|  | 都市計画区域 (非線引区域) |  | 用途区域         |
|  | 居住誘導区域         |  | 用途地域         |
|  | 都市機能誘導区域       |  | 第二種中高層住居専用地域 |
|  | 2 2 条指定区域      |  | 第一種住居地域      |
|  |                |  | 工業地域         |



三条市道路平面图

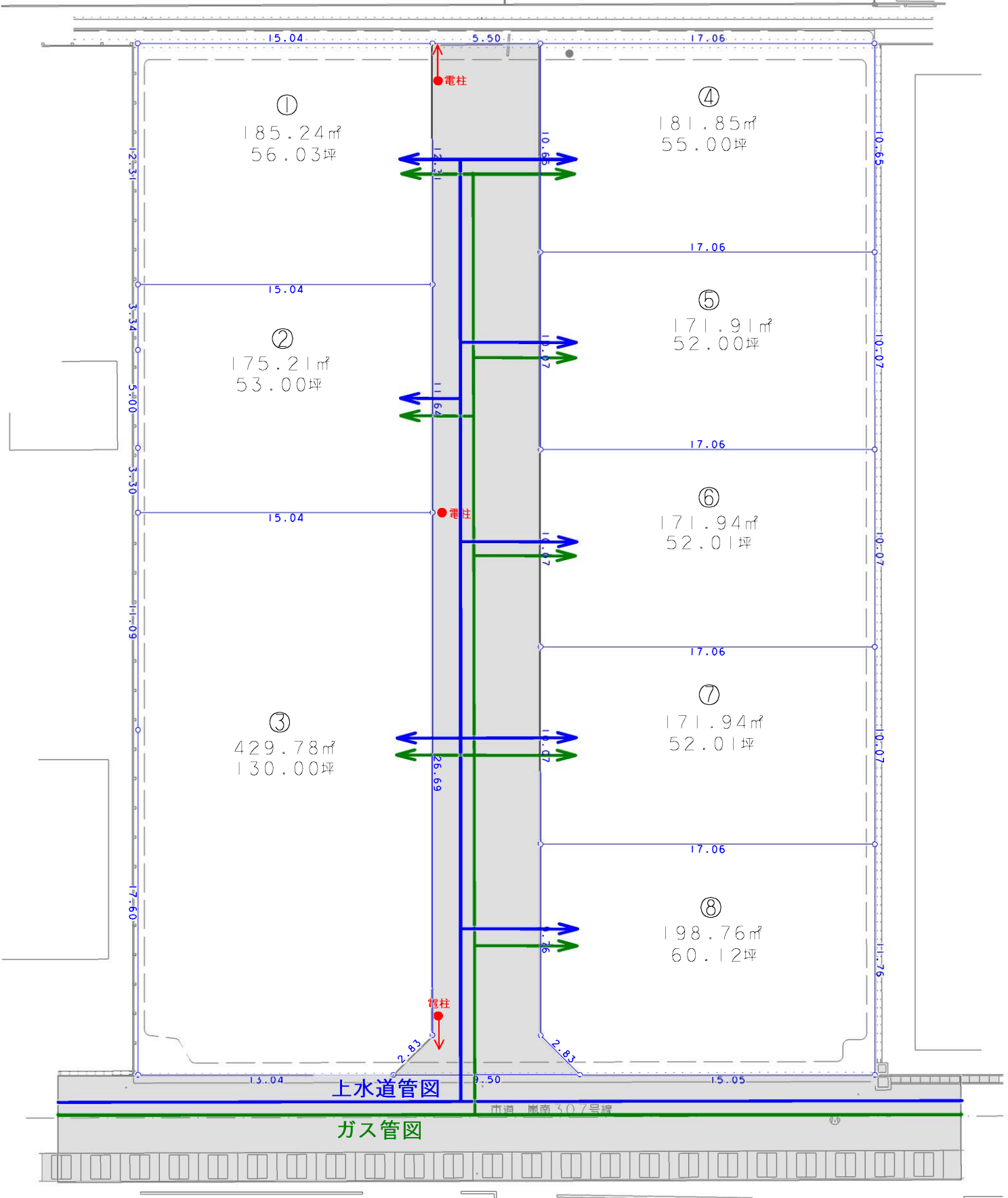
(縮尺 1 : 1,000)



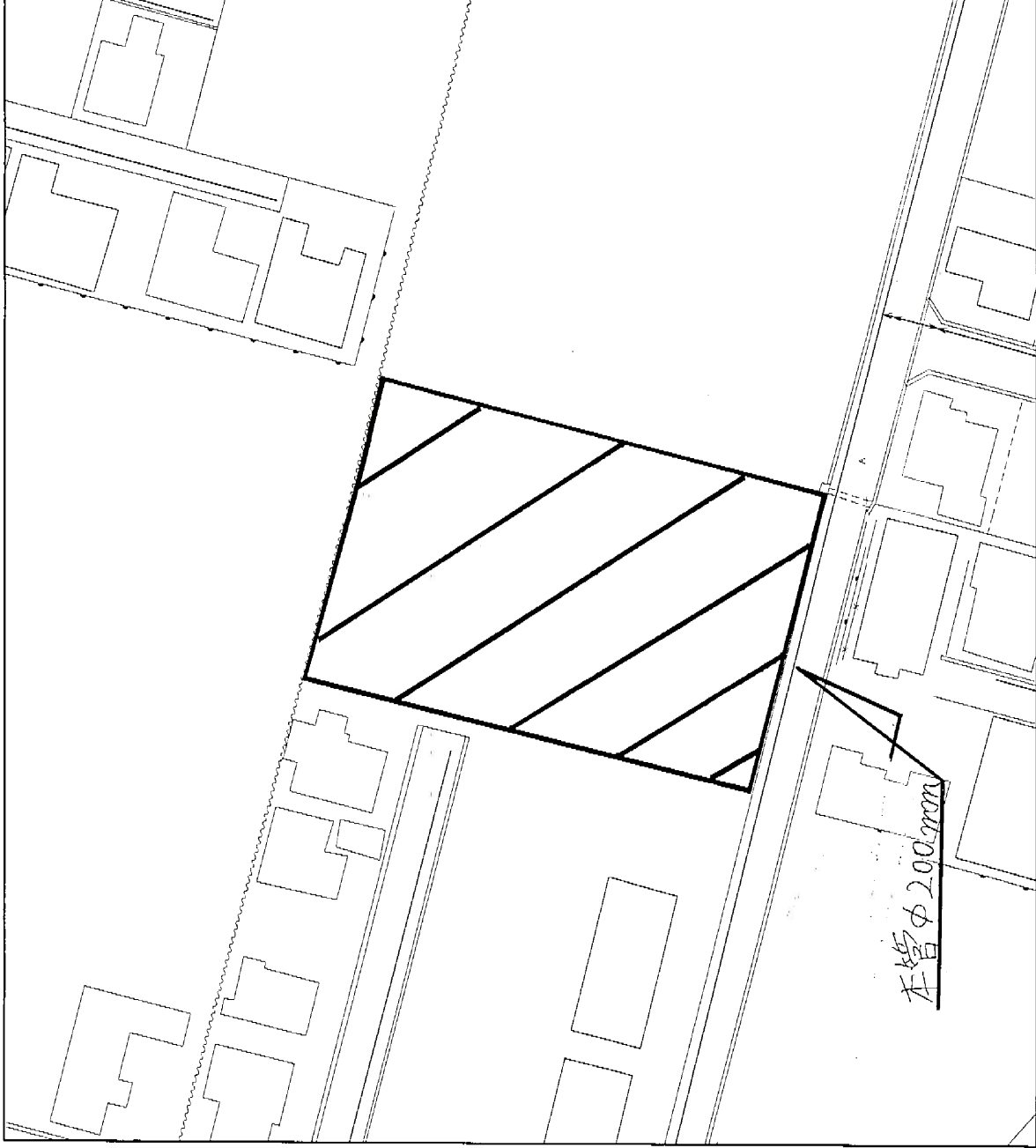
# 上水道・ガス管図



※施工前の概略図になります。施工に合わせて引込位置が多少変更になる場合がありますので、予めご承知おきください。

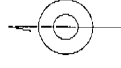
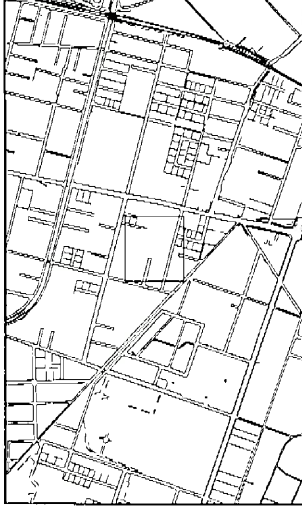


363185



0 20m

縮尺1/500



## ガス管図

＜備考＞

- ◆ご提供している情報は、以下のチェック項目です。
- ご指定の敷地周辺のガス本支管の埋設状況
- ご指定の敷地に対する引込管（供給管）
- その他

※引込管はありません。

- ◆この導管照会については、お客さまの設計・不動産鑑定などの参考資料として情報提供させていただきます。
- ◆提供する情報については、その正確性および完全性を保証するものではありません。
- ◆掘削工事等のための資料としてはご使用いたしません。

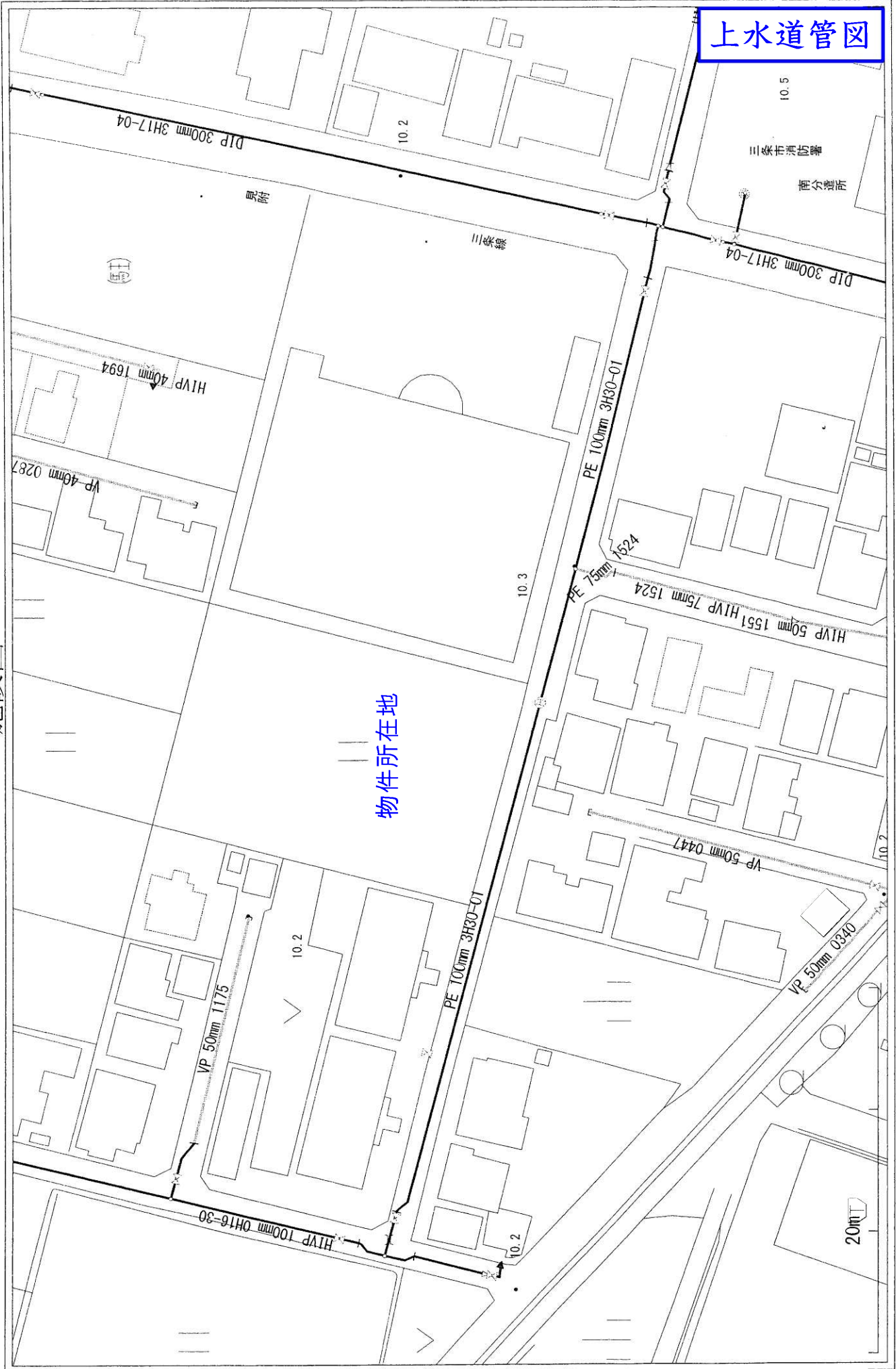
# 北陸ガス株式会社

2026/05/01

上水道管図

施設図

物件所在地



1:800

様式第六

許可証

都 政 第 26005 号

令和 8 年 4 月 21 日

新潟県知事 花角 英世

宅地造成及び特定盛土等規制法第 14 条第 2 項（第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記の条件を付して許可する。

1	工事が行われる土地の所在地及び地番	三条市南四日町四丁目 930 番 1、931 番 1
2	工事主住所氏名	三条市旭町 2-11-17 株式会社大和土地建物 代表取締役 博田亮輔
3	許可番号	都政第 26005 号
4	許可対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	許可期間	(自) 令和 8 年 4 月 21 日 (至) 令和 8 年 8 月 31 日
6	条 件	<p>1 工事の施行にあたっては、施工区域の周辺地に土砂流出等による害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。</p> <p>2 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに管理者へ報告するとともに指示を仰ぐこと。</p> <p>3 擁壁基礎や配筋、盛土の締固め状況等、工事完了後に不可視となる部分については、施工段階ごとに写真を撮影し、検査時に工事施行状況の記録を提出すること。</p> <p><del>4 申請時に工事施行者が未定だった場合は、後で定まってから工事着手前に届け出ること。</del></p>

	<p>5 工事を完了しないまま廃止する場合は、変更許可申請を行うとともに、知事の指示する必要な措置を講ずること。</p> <p>6 切土や盛土については、地盤の緩みや滑動を生じないよう周囲地盤の状況を十分に把握しながら入念に施工すること。特に盛土については、抜根や段切りを確実にを行うとともに地盤沈下を起こさないよう段階的に施工すること。</p> <p>7 施行区域内に湧水や外部からの流水等がある場合には、適切に排水する施設の措置を講ずること。</p> <p><del>8 擁壁等の構造物は、基礎地盤が支持力等の設計条件を満足しているか確認した後に施工すること。また、盛土部を基礎地盤とする場合は、圧密沈下や流動を防止するため盛土材料の選択及び転圧方法など施工計画について十分検討し、地盤沈下のないように施工すること。</del></p>
--	--

## 留意事項

- 1 許可を受けた工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可申請書又は軽微な変更届出書に係る書類を添えて提出すること。(法第 16 条第 1 項・第 2 項又は第 35 条第 1 項・第 2 項)
- 2 工事を完了したときは完了から 4 日以内に完了検査を申請すること。(第 17 条第 1 項・第 4 項又は第 36 条第 1 項・第 4 項)
- ~~3 特定工程に係る工事がある場合は、当該工事完了から 4 日以内に中間検査を申請すること。(法第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項)~~
- ~~4 3 か月ごとに工事の実施状況等の報告を行うこと。(法第 19 条第 1 項、第 38 条第 1 項)~~  
 ※初回は、許可があった日から 3 か月目にあたる日までのうち、最後の月の末日までに提出すること。
- 5 工事現場付近に省令で定める事項を記載した標識を設置すること。(法第 49 条)
- 6 上記のほか、盛土規制法の関係法令を遵守すること。



5 転用計画

① (権利を設定、移転しようとする詳細)

申請地周囲は住宅地であり商業施設や幹線道路にも近接しており、交通の便もよい土地であるため宅地分譲を計画した。

(該当文言を○で囲むこと。)

一時転用

永久転用

(権利の設定の時期 許可次第)

② 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 (農地等以外の土地を含む場合は、事業計画面積のすべてについて記載すること。)	工事計画	着工 令和 8年 5月 10日から	土地利用		③ 権利の存続期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで  ④ 事業の操業期間又は施設の利用期間は施設の利用期間 令和8年5月10日から  永年間
		完工 令和 8年 8月 31日まで	の面積		
		名称 棟数 建築面積 所要面積	田 1972㎡		
	宅地分譲	9区画		畑 ㎡	
	道路			採 ㎡	
				他 ㎡	
				計 1972㎡	
	計				

6 資金調達についての計画	資金所要額	土地代金 30,000,000円	自己資金	円
	総額	55,000,000円	借入金	55,000,000円
		整地費 21,600,000円	借入先	三条信用金庫
		建設費		本店
		その他 3,400,000円		

7 付近の土地、作物、家畜及び生活環境等への被害防除施設の概要	申請地周囲に土留設置で、適切に雨水排水するため周辺への影響はない。
---------------------------------	-----------------------------------

8 その他参考事項	
-----------	--

添付書類 (添付した書類に○印を付す)	(1) 法人にあつては、法人登記簿謄本又は抄本及び定款又は寄附行為の写 (2) 申請土地の登記簿謄本 (3) 申請土地に係る地番を表示する図面 (4) 申請土地の位置及び付近の状況を表示する図面 (縮尺は1/50,000ないし1/10,000程度) (5) 申請土地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面 (縮尺は1/500ないし1/2,000程度) (6) 申請土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書 (7) 資金調達についての証明書類	(8) 所有権以外の権原に基づいて申請する場合には、所有者の同意があつたことを証する書面、申請土地に地上権、賃借権等に基づく耕作者がいる場合には、その同意があつたことを証する書面 (9) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、届出等を要する場合においてこれを了しているときは、その旨を証する書面 (10) 当該事業に関連する取水又は排水につき関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面 (11) その他参考となるべき書類
------------------------	---	---

行政書士 長嶋広明



(様式第2号)



### 農地法第5条第1項の規定による許可申請書

下記のとおり農地を転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定による許可を申請します。

令和 8年 3月10日

譲受人（氏名） 株式会社大和土地建物 代表取締役 博田 亮輔

譲渡人（氏名） 井上 ユキイ

代理人（氏名） 行政書士 長嶋広明



三条市農業委員会 会長 栗原一郎 様



整理番号

71

#### 記

#### 1 当事者の氏名、住所等

当事者の別	氏名	年齢	住所
譲受人	株式会社大和土地建物 代表取締役 博田 亮輔	—	三条市旭町二丁目11番17号
譲渡人	井上 ユキイ	84	三条市四日町14番5号

#### 2 許可を受けようとする土地の所在、地目、面積等

土地の表示	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名	所有者以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別
		登記簿	現況			権利の種類	権利者の氏名 又は名称	
三条市 南四日町 四丁目	930番1	田	休耕田	986	井上ユキイ	—	—	その他の区域
南四日町 四丁目	931番1	田	休耕田	986	井上ユキイ	—	—	その他の区域
				以下	余白			
計	1972 ㎡ (田)	1972 ㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡		

3 転用目的	宅地分譲地	4 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別
			所有権	移転 (売買)

許可番号 三農委 第 3942 号

上記のとおり許可します。

令和 8年 3月 27日

三条市農業委員会 会長

栗原一郎



- 1 条件 別紙記載のとおり
- 2 注意事項 別紙記載のとおり
- 3 教示事項 別紙記載のとおり

令和 8 年 5 月 1 日

## アヴェニール南四日町消雪組合設置について（案）

### 【 目 的 】

アヴェニール南四日町地内における消雪パイプの維持管理を目的とします。

### 【 組 合 員 】

区画①～区画⑧…以上の 8 名により構成します。

### 【 管 理 者 】

組合の管理者に株式会社大和土地建物を選出させていただきます。

代表者は「制御盤鍵の保管」「組合口座の管理」「収支報告書の作成」

「保守点検の手配とご案内」を行い、組合員へ報告するものとする。

### 【 運 営 】

- ① 井戸ポンプの電気契約は、第 2 融雪用電力とします。  
融雪機器は降雪感知装置付であり、スイッチを自動にしておくで降雪を感知して通電し、降雪が止むと電気が自動で遮断される装置です。
- ② 維持管理積立金は毎年 11 月末までに下記記載の組合口座に振込みもしくは(株)大和土地建物まで持参頂き、翌年 5 月に組合員へ収支報告をします。
- ③ 維持管理積立金は年額 18,000 円とします。(領収証は発行いたしません)
- ④ 維持管理積立金は、定期的な配管内清掃、ノズル配管修理費、自然現象によって引き起こされる事故(落雷も含む)の場合の基盤修理費等に充当します。
- ⑤ 組合口座は第四北越銀行 三条中央支店 普通預金 口座番号\*\*\*\*\*  
口座名義 アヴェニールミナミヨッカマチとします。
- ⑥ 融雪ポンプのバルブの調節、消雪パイプの目詰まり等の点検、配管の清掃は造成工事を行った山重建設株式会社 (0256-38-2661) に委託したいと考えております。点検には費用がかかりますが、2 年に一度程度行うことで消雪パイプの耐久年数が格段に伸びますので、ご理解とご了承願います。冬期間中の目詰まりについては、組合員の皆様で作業されてもかまいません。
- ⑦ 維持管理積立金は、電気料金や物価高騰など社会情勢に合わせて増額をお願いする場合がございます。口座残高や収支報告書を基に組合員の皆様と協議させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。